平成18年第3回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第4号

平成18年6月23日(金曜日)

議事日程 第4号

平成18年6月23日(金曜日)午前9時開議

日程第	1	議案第98号	みなかみ町国民保護協議会条例の制定について
		議案第99号	みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定
			について
日程第	2	議案第100号	みなかみ町合併振興基金条例の制定について
日程第	3	議案第102号	みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
日程第	4	議案第103号	みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第	5	議案第101号	みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定について
日程第	6	議案第146号	指定管理者の指定について(永井宿郷土館)
- 10 M	_	~~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	
日程第	7	議案第105号	指定管理者の指定について(デイサービスセンターほたるの苑)
		議案第106号	指定管理者の指定について(水上デイサービスセンター)
		議案第107号	指定管理者の指定について(新治ふれあいセンター)
		議案第108号	指定管理者の指定について(福祉センター)
日程第	8	議案第109号	指定管理者の指定について(公衆浴場・いこいの湯)
日程第	9	議案第111号	指定管理者の指定について(交流促進センター・太助の郷)
口和烘	1 0	議案第115号	指定管理者の指定について(農村交流公園・遊神館)
日程第	1 0		W. W
		議案第116号	指定管理者の指定について(農林漁業体験実習館・豊楽館)
		議案第117号	指定管理者の指定について(農産物加工施設・福寿茶屋)
		議案第118号	指定管理者の指定について(手づくり郷土の香りの家)
		議案第119号	指定管理者の指定について(たくみの里ヨーグルト工房)
		議案第120号	指定管理者の指定について(フルーツ公園・桃李館)
日程第	1 1	議案第121号	指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)
口任用	1 1		
- 1- F		議案第122号	指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)
日程第	12	議案第129号	指定管理者の指定について(ふれあい交流館)

日程第13 議案第123号 指定管理者の指定について(新治農村環境改善センター)

日程第14 議案第131号 指定管理者の指定について (相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場) 議案第132号 指定管理者の指定について (相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷川上流広場) 指定管理者の指定について 議案第133号 (相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流右岸広場) 議案第134号 指定管理者の指定について (相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流左岸広場) 議案第135号 指定管理者の指定について (相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷湖記念公園) 議案第136号 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉交流公園・満天星の湯) 日程第15 議案第147号 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場) 日程第16 議案第110号 指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋) 日程第17 議案第112号 指定管理者の指定について(大峰休養施設・見晴荘) 指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設) 日程第18 議案第113号 議案第114号 指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと) 日程第19 議案第124号 指定管理者の指定について(集落水辺環境施設恋越公園) 指定管理者の指定について(水紀行館) 日程第20 議案第125号 議案第126号 指定管理者の指定について(湯テルメ・谷川) 議案第127号 指定管理者の指定について(奈良俣サービスセンター) 議案第128号 指定管理者の指定について(駐車場・湯原) 日程第21 議案第130号 指定管理者の指定について(武尊青少年旅行村) 日程第22 議案第137号 指定管理者の指定について(駐車場・大穴) 日程第23 議案第138号 指定管理者の指定について(駐車場・湯桧曽字湯吹山) 日程第24 議案第139号 指定管理者の指定について(たくみの家・木工の家) 指定管理者の指定について(たくみの家・竹細工の家) 議案第140号 議案第141号 指定管理者の指定について(たくみの家・わら細工の家) 議案第142号 指定管理者の指定について(たくみの家・陶芸の家) 議案第143号 指定管理者の指定について(たくみの家・和紙の家) 議案第144号 指定管理者の指定について(たくみの家・ものづくり館) 日程第25 議案第145号 指定管理者の指定について (ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の湯) 指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場) 日程第26 議案第148号 日程第27 議案第149号 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について 日程第28 議案第150号 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について 日程第29 議案第151号 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について 日程第30 議案第152号 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について 日程第31 発議第5号 みなかみ町議会疑惑解明調査特別委員会の設置について

日程第32 発議第6号 みなかみ町議会疑惑解明調査特別委員会委員の指名選任について

日程第33 閉会中の継続審査・調査申出について

日程第34 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(23人)

1番 前田善成君 3番 林 彦 君 5番 生 博 君 河 合 7番 良 輝 君 原澤 9番 島崎 栄 一 君 11番 久 保 秀 雄 君 13番 中 村 正 君 15番 河 合 幸雄 君 17番 森 下 君 直 19番 速 水 一 浩 君 21番 倉 澤 長 男 君 23番 傳 田 創 司 君

2番 阿 部 賢 一 君 4番 山 庄 一 君 田 6番 林 喜 美 雄 君 清 一 8番 穂 苅 君 10番 髙 橋 市郎 君 野 章 一 12番 小 君 14番 鈴 幸久 君 木 勳 君 16番 鈴 木 津 公 安 君 18番 根 20番 本 多 秀 侓 君 22番 阿 部 源 三 君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 矢 野 義 夫 議 事 係 長 林 和 也 書 記 深 代 和 恵

説明のため出席した者

助 町 長 役 鈴 木 和 雄 君 腰 越 孝 夫 君 大 川 収 入 役 浩 君 教 育 長 登 坂 義 衛 君 総務課長 水上支所長 櫛渕 哲 夫 君 部正 君 団 新治支所長 坂 君 財政課長 木 村 一 夫 君 石 美 地域振興課長 林 昭 君 税務課長 文 博 君 林 保健福祉課長 原澤和己 君 環境課長 正 君 冏 部 農政課長 行 雄 冏 部 君 観光商工課長 部一 司 君 团 建設課長 君 鈴 木 初 夫 君 都市計画課長 若 桑一雄 学校教育課長 小泉行夫君 上下水道課長 青 山 実 君 生涯学習課長 宮 下 達 男 君

開 議

議 長(傳田創司君) おはようございます。

本日は、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第4号のとおりであります。 日程第4号のとおり議事を進めます。

日程第1 議案第98号 みなかみ町国民保護協議会条例の制定について

議案第99号 みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定 について

議案第100号 みなかみ町合併振興基金条例の制定について

議案第102号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議案第103号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第1、議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例の制定についてから、日程第4、議案第103号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでは関連する議題でありますので、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました議案第98号、みなかみ町国民保護 協議会条例の制定について、審査結果をご報告いたします。

> 本案は、武力攻撃事態における国民保護のための措置に関する法律、国民保護法が平成 16年に制定され、その施行に伴う地方自治体での運用でございます。

> この条例案は、日本国の危機管理体制のあり方、また、日本国民の生命、財産に寄与する非常に重要な条例になるため、委員会付託案件の中でも最も時間をかけ慎重審議いたしました。

質疑も多岐にわたり、具体的な委員構成や、国県との初動体制の問題、実際に有事の際の避難民の受け入れや、避難施設の確保等々、様々な角度から質疑がなされ、憲法第9条の戦争の放棄にまで議論が及びました。

最終的に、この条例の趣旨は、戦争を前提に制定するものではなく、万が一に備えて、 国民の生命財産を守る観点から、危機管理体制をしっかり整備すべきが、国家として当然 の責任ではないかという意見に集約されました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

次に、議案第99号、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制 定について、審査結果をご報告いたします。

本条例案は、実際に武力攻撃があったときや、また、それらに準じる行為が想定された

り、有事の事態に至ったとき、国県の判断により指定を受け、みなかみ町国民保護対策本部、または、みなかみ町緊急対処事態対策本部を設置する条例制定でございます。

この99号は、98号同様に様々な質疑がなされ、実際の有事の想定から、避難所に関する保障問題まで議論がわたり、現実に対策本部の設置の際には、専門職を有した方の登用提案まで質疑が及びました。以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

つづきまして、議案第100号、みなかみ町合併振興基金条例の制定について、審査結果をご報告いたします。

本条例案の目的は、地域の振興や融和を図り、運用益を活用しながら、特例債を効果的に充当し、地域の活性化を目的として基金を積み立てるものであります。

みなかみ町は、積立限度額は17億円でありますが、財政状況を勘案しつつ、目標としては毎年3億円程度積立、計画を実施していきたいとのことであります。目標基金はどの程度試算しているのかとの質疑に、財調の残高も鑑み、災害に備えるためにも最低10億円程度の積立は実施していきたいとのことでした。以上質疑を終わり、採決の結果、議案第101号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

つづきまして、議案第102号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、審 査結果をご報告いたします。

今回の改正は、税源移譲に伴う地方税法、地方税法附則、所得税法の改正による、関係するみなかみ町税条例の改正であり、県民税と町民税の税率割合の変更に伴う税率の改正が主なものでございます。以上質疑を終わり、採決の結果、議案第102号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

つづきまして、議案第103号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について、委員会の審査結果をご報告いたします。

今回の改正は、5月臨時議会で専決処分された国民健康保険条例の一部改正で、項をずらした部分に地方税法の条項が項ずれをしているため、関係する条例の字句の修正、整備を行うものであります。以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

以上、総務文教常任委員会に付託されました議案第98号、99号、100号及び10 2号、103号についての委員会審査結果報告といたします。以上でございます。

議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第98号から議 案第103号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第98号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 **番**(原澤良輝君) 私は、議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例の制定について反対 の立場から討論を行います。

政府は、武力攻撃から「国民の生命、身体及び財産を保護するため」、「影響が最小限と

なるようにするため」と国民保護法制定の理由を述べています。

過去の歴史をひもといても、日本が攻撃されたことはなく、逆に日本が中国や真珠湾攻撃を行った結果、第二次世界大戦となり、アジア諸国民や日本国民を戦禍による計り知れない被害を被ったのが歴史の真実です。

この教訓をもとに戦争放棄を宣言した「世界に誇る平和憲法」を制定したことを忘れてはなりません。戦争は犯罪です。あれこれの国をことさら仮想敵国にみたて、脅威をあおり、軍事的対応を問題にするよりも、平和への努力をすることが、日本国民の務めだと考えます。先の敗戦の教訓を忘れてはいけません。

国民保護法では、避難住民の収容施設の確保、物資の保管、売渡し要請、医療提供、医療施設の確保など、地方自治体が担わされることになりますが、正当な理由なく拒否した時は同意を得ずに使用、収用するとされているように強制的に国民を動員できる仕組みになっております。

町長も町民から土地、建物等、あるいは物件を取り上げて、使用しなければならない立場に立たされます。

この国民保護法は、武力攻撃事態法などの有事法の一つであり、それぞれ関連しあい執行されております。国民を罰則で縛り付けて、強制的に戦争に協力させる何ものでもありません。

今回の条例制定は、こうした有事法制の一環であり、町民に戦争への協力を強制的に行わせようするものです。戦争への危険を感じさせるものがあります。

以上の見解を表明し、議案第98号みなかみ町国民協議会条例の制定についての反対討 論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4 **番(山田庄一君)** 議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

この条例案は、予測がつかない事態が発生したときに、みなかみ町の住民の皆さんをどのようにして守っていくのかという大変重要な案件であります。今の社会情勢を考えると、他国からの攻撃という想定以外に、国際テロという名の下に非常に卑劣な行為が後を絶ちません。

大きな災害が起きたとき、一番大事なことは、住民に正確な情報をいかに伝えることが できるかということです。

不安な状況の中で、行動することによって、パニックが起き、二次災害を引き起こすことは、十分予想されます。そんな事態が起こらないように、いざというときのルールをしっかり整えておくことは、町民の生命・身体・財産を護るという大きな責任を持つ、町長はもとより、住民の代表である我々議員も真剣に考えなくてはならないと思います。

よって、議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例の制定について賛成いたします。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第98号の討論を終結いたします。

議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例の制定については可決されました。

これより議案第99号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 **番**(原澤良輝君) 私は、議案第99号、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策 本部条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対理由については、議案第98号と同じです。

現在、みなかみ町では地域防災条例も制定しておりませんし、雪害条例等も制定されておりません。緊急対処事態条例ということであるならば、一番身近なそういう条例から制定をしていくことが筋ではないかと思います。

先程の新潟中越地震に対する応援の遅れというふうなことも、いろいろな町民から指摘 をされております。こういったことについても、優先して整備すべきだと考えております。

以上の見解で、議案第99号、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部 条例の制定についての反対討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第99号の討論を終結いたします。

議案第99号、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第99号、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の 制定については可決されました。

議 長(傳田創司君) 場内の気温が上昇してまいりましたので、上着の脱着はご自由に願います。

議 長(傳田創司君) これより議案第100号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第100号の討論を終結いたします。

議案第100号、みなかみ町合併振興基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号、みなかみ町合併振興基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これより議案第102号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 **番(原澤良輝君)** 私は、議案第102号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について、 反対の立場から討論を行います。

政府の進める三位一体改革の名のもとに、地方財源移譲の名目で住民税の増税が行われるものです。

すでに町民は定率減税の完全廃止や老齢者扶養控除の廃止で増税されております。

さらに、住民税や所得税の非課税限度額の引き下げで、これまで納税義務のなかった町 民も納税者になってきます。

今回の条例は、低所得者の税率を3%から6%に引き上げになり、逆に700万円以上の所得者は12%から6%に引き下げられます。町は、低所得者に増税して、弱いものいじめと思われるような方法ではなく、本来、税の果たすべき所得の再分配をすることが強く求められております。

以上の見解を表明して、議案第102号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についての反対討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第102号の討論を終結いたします。

議案第102号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第102号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、可決されました。

これより議案第103号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第103号の討論を終結いたします。

議案第103号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第101号 みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定について

議 長(傳田創司君) 日程第5、議案第101号、みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました議案第101号、みなかみ町雲越家 休憩施設条例の制定について、審査と経過について、ご報告いたします。

> 雲越家休憩施設は、奥利根藤原地域の典型的な山村住宅であり、明治初期からの農具・ 生活用具等、貴重な民族資料が残され、国指定の重要文化財として保全されている。

> 雲越家を広く紹介するため、田園整備構想事業を導入し、来訪者駐車場、休憩所及び四季を通じて、藤原独特のイベントを行う中心施設としての整備を図り、藤原地域の活性化に資するというものであります。

本案は、雲越家休憩施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めるもので、使用料や 利用の制限、義務が条例化されています。

各委員より、管理費はどうするのか、また、冬季間はどうするのか等の意見があり、以 上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしまし た。以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、れより議案第101号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第101号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第101号の討論を終結いたします。 議案第101号、みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号、みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第146号 みなかみ町指定管理者の指定について(永井宿郷土館)

議 長(傳田創司君) 日程第6、議案第146号、みなかみ町指定管理者の指定について(永井 宿郷土館)を議題といたします。 所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました議案第146号、指定管理者の指定 について(永井宿郷土館)の委員会における審査結果をご報告いたします。

本案の前段として、まず、指定管理者事態の認識や問題点等、議論いたしました。

この制度の本質は、民間活力を導入し、サービスの向上やコストダウンを図り、地域住 民により良い利用を提供していくことを目的とすることにあるとの確認が形成されてから、 本案の審査に入りました。

管理委託者は、永井区であり、指定期間は1年7ヶ月です。この郷土館は、すでに永井 区に管理委託されており、施設の維持管理費、管理人賃金や水道、光熱費等、すべて区が 支払っているとのことです。

会館は、冬期を除く4~11月までで、昨年度実績は入館者約1,400人、入館料年 間約40万円と立地的に恵まれない場所にもかかわらず、関係者のご努力によって、安定 的な運営がされているとの状況であります。

様々な質疑が出ましたが、過去の実績が評価され、採決の結果、議案第146号は全会 一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第146号につ 議 いて質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

長(傳田創司君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。 議

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第146号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論の発言を許します。 議 長(傳田創司君)

(「なし」の声あり)

長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第146号の討論を終結いたします。 議 議案第146号、指定管理者の指定について(永井宿郷土館)を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

> よって、議案第146号、指定管理者の指定について(永井宿郷土館)は、原案のとお り可決されました。

日程第7 議案第105号 指定管理者の指定について(デイサービスセンターほたるの苑)

指定管理者の指定について(水上デイサービスセンター) 議案第106号

議案第107号 指定管理者の指定について(新治ふれあいセンター)

議案第108号 指定管理者の指定について(福祉センター)

日程第8 議案第109号 指定管理者の指定について(公衆浴場・いこいの湯)

議 長(傳田創司君) 日程第7、議案第105号、指定管理者の指定について(デイサービスセンターほたるの苑)から日程第8、議案第109号、指定管理者の指定について(公衆浴場・いこいの湯)までは関連する議題でありますので、以上5件を一括議題といたします。 所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 本委員会に付託されました議案第105号から、108号まで一括して、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

ディサービスセンターほたるの苑、水上ディサービスセンター、新治ふれあいセンター、福祉センターは、みなかみ町社会福祉協議会が指定されたわけですが、委員から指定管理者は、公募ではないのかという意見に対して、担当課長より指定理由として、みなかみ町社会福祉協議会は、各種社会福祉団体等、町内に幅広いネットワークを構築しており、社会福祉の各分野に精通し、専門性の高いスタッフを確保し、町民のニーズに即応するサービス提供体制が整備されているという説明の後、選定結果として、みなかみ町社会福祉協議会は、これまで堅実かつ安全に当該施設の管理運営を行ってきた実績を踏まえ、管理運営体制、施設管理に関するノウハウを持ち、計画に沿った事業運営を行う能力を有すると認められるため、指定管理者選考委員会で公正かつ適正に検討し、4年7ヶ月の期間で指定をお願いしたい旨の説明を受けた後、これを終結し、討論採決の結果、議案第105号から、108号までは全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ報告といたします。

つづいて、議案第109号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

新治地区の公衆浴場・いこいの湯でありますが、担当課長より概要説明、指定理由、選定結果の説明を受けた後、これを終結し採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ報告といたします。

議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第105号から 109号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第105号から議案第109号までの質 疑を終結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第105号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(傳田創司君)** ないようですので、これにて議案第105号の討論を終結いたします。

議案第105号、指定管理者の指定について(デイサービスセンターほたるの苑)を採 決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号、指定管理者の指定について(デイサービスセンターほたるの 苑)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第106号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(傳田創司君)** ないようですので、これにて議案第106号の討論を終結いたします。

議案第106号、指定管理者の指定について(水上デイサービスセンター)を採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号、指定管理者の指定について(水上デイサービスセンター)は、 原案のとおり可決されました。

これより議案第107号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(傳田創司君)** ないようですので、これにて議案第107号の討論を終結いたします。

議案第107号、指定管理者の指定について(新治ふれあいセンター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号、指定管理者の指定について(新治ふれあいセンター)は、原 案のとおり可決されました。

これより議案第108号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第108号の討論を終結いたします。

議案第108号、指定管理者の指定について(福祉センター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号、指定管理者の指定について(福祉センター)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第109号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第109号の討論を終結いたします。

議案第109号、指定管理者の指定について(公衆浴場・いこいの湯)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号、指定管理者の指定について(公衆浴場・いこいの湯)は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第111号 指定管理者の指定(交流促進センター・太助の郷)

議 長(傳田創司君) 日程第9、議案第111号、指定管理者の指定について(交流促進センター・太助の郷)を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、林喜美雄君の退場を求めます。

(6番 林喜美雄君除斥)

議 長(傳田創司君) 所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました議案第111号、指定管理者の指定 (太助の郷)について、審査と経過について、ご報告いたします。

交流促進センター太助の郷は、農林漁業特別対策事業を導入した施設で、塩原太助の資料館として、また、農産物の直売所として使用目的が定められていることから、指定管理者の特例により、地元集落の農産物等生産の会を指定し、その指定期間は1年7ヶ月とするものであります。

町からの持ち出しはあるのか等、現在の太助の郷の運営状況、指定管理者制度の契約内容はつめてあるのか、類似民間業者への影響を懸念する意見があり、以上質疑を終わり、 採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ報告といたします。

議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第111号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第111号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第111号の討論を終結いたします。 議案第111号、指定管理者の指定について(交流促進センター・太助の郷)を採決い たします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号、指定管理者の指定について(交流促進センター・太助の郷)は、原案のとおり可決されました。

林喜美雄君の除斥を解きます。

(6番 林喜美雄君入場着席)

日程第10 議案第115号 指定管理者の指定について(農村交流公園・遊神館)

議案第116号 指定管理者の指定について(農林漁業体験実習館・豊楽館)

議案第117号 指定管理者の指定について(農産物加工施設・福寿茶屋)

議案第118号 指定管理者の指定について(手づくり郷土の香りの家)

議案第119号 指定管理者の指定について(たくみの里ヨーグルト工房)

議案第120号 指定管理者の指定について(フルーツ公園・桃李館)

議 長(傳田創司君) 日程第10、議案第115号、指定管理者の指定について(農村交流公園・遊神館)から、議案第120号、指定管理者の指定について(フルーツ公園・桃李館)までは、関連した議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、河合生博君、林喜美雄君の退場を求めます。

(5番 河合生博君、6番 林喜美雄君除斥)

議 長(傳田創司君) 所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました、議案第115号から、議案第12 0号までの以上6件について、一括して委員会の審査と経過についてご報告いたします。

農村の活性化を図るため、農村公園構想を基に設置してきた施設で、町の主旨に沿って(財)新治村農村公園公社によって、適切に管理運営されてきたもので、指定管理者の選定の特例により、新治村農村公園公社を指定し、指定期間を2年7ヶ月とするものであります。但し、たくみの里ヨーグルト工房は、製造の特殊性から4年7ヶ月とするものであります。

農村交流公園遊神館については、どのような条件で指定管理者にするのか、水道、光熱費は町の負担とするのか、町が各世帯に無料券を配布しているが影響はないのかなどの意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第115号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第116号、農林漁業体験実習館・豊楽館について、審査と経過について、 報告いたします。

豊楽館の地代は、周りの食堂への影響は等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第116号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第117号、農産物加工施設、福寿茶屋について審査と経過について、報告 いたします。 今まで働いていた人たちの雇用はどうなるのか等意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第117号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第118号、手作り郷土の香りの家について審査と経過について、報告いた します。

たくみの里の中にある7つの施設とは違うのか、管理状況はどうなっているのか等意見があり、以上質疑を終わり、審査の結果、議案第118号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号、たくみの里ヨーグルト工房ついて、審査と経過について、報告 いたします。

農政課長より、ヨーグルト工房の概要について、説明を受け、全委員、何ら意見なく、 採決の結果、議案第119号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第120号、フルーツ公園桃李館について、審査と経過について、報告いた します。

指定管理者は、農村公園公社になっているが、果樹生産組合が行っていたところも含めるのか等意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第120号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ報告といたします。

- 議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第115号から 議案第120号について一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。
- **7 番(原澤良輝君)** 議案第115号について、質疑をお願いいたします。遊神館に町の職員が派遣されていると思いますが、これと指定管理者との関係についてはどういうふうになっているでしょうか。
- 議 長(傳田創司君) 産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

- **産業観光常任委員長(久保秀雄君)** 入館料については、町に入ってくるという、こういう経過から、 その管理のために1名の職員を派遣をしているということであります。以上です。
- 議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

7番原澤良輝君。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第115号から議案第120号までの質 疑を終結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第115号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第115号の討論を終結いたします。

議案第115号、指定管理者の指定について(農村交流公園・遊神館)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号、指定管理者の指定について(農村交流公園・遊神館)は原案のとおり可決されました。

これより議案第116号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第116号の討論を終結いたします。

議案第116号、指定管理者の指定について(農林漁業体験実習館・豊楽館)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号、指定管理者の指定について(農林漁業体験実習館・豊楽館)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第117号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第117号の討論を終結いたします。

議案第117号、指定管理者の指定について(農産物加工施設福寿茶屋)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号、指定管理者の指定について(農産物加工施設福寿茶屋)は、 原案のとおり可決されました。

これより議案第118号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第118号の討論を終結いたします。

議案第118号、指定管理者の指定について(手作り郷土の香りの家)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号、指定管理者の指定について(手作り郷土の香りの家)は原案のとおり可決されました。

これより議案第119号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第119号の討論を終結いたします。

議案第119号、指定管理者の指定について(たくみの里・ヨーグルト工房)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号、指定管理者の指定について(たくみの里・ヨーグルト工房)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第120号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第120号の討論を終結いたします。

議案第120号、指定管理者の指定について(フルーツ公園・桃李館)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号、指定管理者の指定について(フルーツ公園・桃李館)は、原 案のとおり可決されました。

河合生博君、林喜美雄君の除斥を解きます。

(5番 河合生博君、6番 林喜美雄君、入場着席)

日程第11 議案第121号 指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)

議案第122号 指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)

日程第12 議案第129号 指定管理者の指定について(ふれあい交流館)

議 長(傳田創司君) 日程第11、議案第121号、指定管理者の指定について(特養林産物加工施設)から、日程第12、議案第129号指定管理者の指定について(ふれあい交流センター)までは関連する議題でありますので、以上3件を一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、林一彦君、傳田創司君の退場を求めます。 副議長と交代いたします。

(3番 林 一彦君、23番 傳田創司君 除斥、議長除斥により副議長と交代)

副 議 長(本多秀律君) 所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました議案第121号、議案第122号、 議案第129号、以上3件について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告 いたします。

まず、議案第121号、指定管理者の指定(特用林産物加工施設)についてご報告いたします。この施設は藤原地域の山菜等の漬物、ヤーコン茶の製造を行い、地域の活性化を目的に設置をされているものであります。

現在も商工会が管理し、地域の方が利用している施設をみなかみ町商工会に指定期間を 1年7ヶ月として指定しようとするものであります。

各委員から、事業の中身はどのようなものかとの意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第121号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第122号、指定管理者の指定(月夜野農村環境改善センター)についてご報告いたします。

合併に伴い、現在、月夜野農村環境改善センターの一部をみなかみ町商工会が事務所として使用しています。管理運営上効率的なので指定管理者の特例により、商工会に指定期間を1年7ヶ月として指定しようとするものであります。

全体が商工会のものなのか、植木の管理に町が支出をしていたが、今後はどう扱うのか 等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第122号は全会一致をもって可 決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第129号、指定管理者の指定(ふれあい交流館)についてご報告いたします。

ふれあい交流館は、誘客の促進と地域住民の交流を目的に平成16年7月に開設いたしました。現在は、直営にて営業しておりますが、住民サービスの向上と、経費の節減などの面から、指定期間を2年7ヶ月と定め、みなかみ町商工会に指定管理をしようとするものであります。

現在の経営状況、赤字の部分はどうするのか、このような施設こそ、公募が原則ではないのか等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第129号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ報告といたします。

副 議 長(本多秀律君) 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第12 1号、議案第122号、議案第129号を一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第121号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副 議 長(本多秀律君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ないようですので、これにて議案第121号の討論を終結いたします。

議案第121号、指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号、指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第122号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ないようですので、これにて議案第122号の討論を終結いたします。

議案第122号、指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号、指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第129号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ないようですので、これにて議案第129号の討論を終結いたします。 議案第129号、指定管理者の指定について(ふれあい交流館)を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第129号、指定管理者の指定について(ふれあい交流館)は、原案のとおり可決されました。

林一彦君、傳田創司君の除斥を解きます。

議長と交代いたします。

(3番 林 一彦君、23番 傳田創司君 入場着席、議長除斥解除により副議長と交代)

日程第13 議案第123号 指定管理者の指定について(新治農村環境改善センター)

日程第14 議案第131号 指定管理者の指定について

(相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場)

議案第132号 指定管理者の指定について

(相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷川上流広場)

議案第133号 指定管理者の指定について

(相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流右岸広場)

議案第134号 指定管理者の指定について

(相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流左岸広場)

議案第135号 指定管理者の指定について

(相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷湖記念公園)

議案第136号 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉交流公園・満天星の湯)

日程第15 議案第147号 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)

議 長(傳田創司君) 日程第13、議案第123号、指定管理者の指定について(新治農村環境 改善センター)から、日程第15、議案第147号、指定管理者の指定について(猿ヶ京 温泉屋内運動場)、までは関連する議題でありますので、以上8件を一括議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、林一彦君の退場を求めます。

(3番 林 一彦君 除斥)

議 長(傳田創司君) 所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました議案第123号、議案第131号から議案第136号、及び議案第147号、以上8件について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、議案第123号、指定管理者の指定(新治農村環境改善センター)について報告いたします。

農政課長より、新治農村環境改善センターの概要について説明を受け、全委員、何ら意見なく、採決の結果、議案第123号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第131号から議案第136号まで一括してご報告いたします。

相俣ダム周辺レクリェーション施設は、水源地域の活性化を目的に設置され、キャンプ場、テニスコート、芝広場があります。

猿ヶ京温泉交流公園・まんてん星の湯は、住民の健康増進及び、芸術文化の振興と地域の活性化を目的に設置された施設であります。現在も、これらの施設の管理運営を行っている㈱猿ヶ京温泉夢未来に期間を2年7ヶ月と定め、指定管理者を指定しようとするものであります。

各委員より、㈱猿ヶ京温泉夢未来の経営状況や、町からの委託料等について意見があり、 以上質疑を終わり、採決の結果、議案第131号から議案第136号については、全会一 致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第147号についてご報告いたします。

猿ヶ京温泉屋内運動場は、体育の振興と都市との交流を目的として、テニスコートが整備されており、学生の合宿など、多くの利用があります。本案は、現在も管理をし、地元の事情にも精通している猿ヶ京温泉民宿組合に期間を1年7ヶ月と定めて、指定管理者を指定しようとするものであります。

各委員から、年間の利用数はどのくらいか、地代はいくらか等意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第147号については全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ報告といたします。

議 長(傳田創司君) 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第12 3号から議案第147号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第123号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第123号の討論を終結いたします。

議案第123号、指定管理者の指定について(新治農村環境改善センター)を採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号、指定管理者の指定について(新治農村環境改善センター)は、 原案のとおり可決されました。

これより議案第131号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第131号の討論を終結いたします。

議案第131号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第131号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第132号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第132号の討論を終結いたします。

議案第132号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷川上流広場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷川上流広場)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第133号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第133号の討論を終結いたします。

議案第133号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流右岸広場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第133号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流右岸広場)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第134号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第134号の討論を終結いたします。

議案第134号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流左岸広場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第134号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流左岸広場)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第135号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第135号の討論を終結いたします。

議案第135号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷湖記念公園)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第135号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷湖記念公園)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第136号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

H18-3 (6.23) 第4号

議

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第136号の討論を終結いたします。

議案第136号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉交流公園・満天星の湯)を採 決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第136号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉交流公園・満天星の 湯)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第147号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第147号の討論を終結いたします。

議案第147号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第147号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)は原案のとおり可決されました。

林一彦君の除斥を解きます。

(3番 林 一彦君、入場着席)

長(傳田創司君) この際休憩いたします。10時30分より再開いたします。

(10時15分休憩)

(10時30分再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第110号 指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)

日程第17 議案第112号 指定管理者の指定について(大峰休養施設・見晴荘)

日程第18 議案第113号 指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)

議案第114号 指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと)

日程第19 議案第124号 指定管理者の指定について(集落水辺環境施設恋越公園)

日程第20 議案第125号 指定管理者の指定について(水紀行館)

議案第126号 指定管理者の指定について(湯テルメ・谷川)

議案第127号 指定管理者の指定について(奈良俣サービスセンター)

議案第128号 指定管理者の指定について(駐車場・湯原)

日程第21 議案第130号 指定管理者の指定について(武尊青少年旅行村)

日程第22 議案第137号 指定管理者の指定について(駐車場・大穴)

日程第23 議案第138号 指定管理者の指定について(駐車場・湯桧曽字湯吹山)

日程第24 議案第139号 指定管理者の指定について(たくみの家・木工の家)

議案第140号 指定管理者の指定について(たくみの家・竹細工の家)

議案第141号 指定管理者の指定について(たくみの家・わら細工の家)

議案第142号 指定管理者の指定について(たくみの家・陶芸の家)

議案第143号 指定管理者の指定について(たくみの家・和紙の家)

議案第144号 指定管理者の指定について(たくみの家・ものづくり館)

日程第25 議案第145号 指定管理者の指定について

(ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の湯)

日程第26 議案第148号 指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)

議 長(傳田創司君) 日程第16、議案第110号、指定管理者の指定について(農産物直売所 ・百姓茶屋)から日程第26、議案第148号、指定管理者の指定について(湯宿温泉屋 内運動場)までは関連した議題でありますので、以上20件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました議案第110号、議案第112号から議案第114号まで、並びに議案第124号から議案第128号まで、及び議案第130号、議案第137号から議案第138号まで、議案第139号から議案第145号まで、及び議案第148号について、委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第110号、指定管理者の指定(百性茶屋)についてをご報告いたします。

みなかみ町農産物直売所百性茶屋は、入須川地域の活性化を目的に設置したものなので、 指定管理者選定の特例により、地元入須川活性化委員会を指定し、その指定期間は1年7 ヶ月とするものであります。

各委員より、指定期間は何を基準にしたのか、町の負担はあるのか等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第110号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号、指定管理者の指定(見晴荘)についてご報告いたします。

大峰休養施設(見晴荘)は、公募をしたところ、指定を受けようとする団体が2社ありましたので、指定管理者選定委員会で選定し、個人業者ダイヤモンドワールドを指定しようとするものであります。町では、管理委託料、建物修繕費等は支払わないことを条件として、修繕等本人負担を考慮し、指定期間は4年7ヶ月とするものであります。

各委員より、施設使用料を取るのか、町の条例で宿泊料金、営業期間も定めているのか、 国有地の貸付料、契約期間は等意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第11 2号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第113号、真沢ファーム交流施設から、議案第114号、産地形成促進施設・月夜野は一べすとの以上2件については関連がありますので、一括してご報告いたします。

真沢ファーム交流施設、月夜野は一べすとは、都市との交流と農村の活性化を計ること

を目的とした施設で、設置当初より、第3セクター、㈱月夜野町振興公社で町の目的に沿って運営してきたものであります。指定期間を1年7ヶ月として、指定管理者の選定の特例により指定しようとするものであります。

各委員より、指定管理者にすることで契約条件など、変更はあるのか、町から派遣されている職員1名分は町で負担しているのか等意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、 議案第113号、議案114号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第124号、指定管理者の指定(集落水辺環境施設恋越公園)についてご報告いたします。

集落水辺環境施設恋越公園は、都市との交流を目的として、地域環境を活かした魚釣り施設であります。指定期間を1年7ヶ月として、指定管理者の選定の特例により恋越水産組合を指定しようとするものであります。

各委員より、町の持ち出しはあるのか、土地は町のものか、地代はどうしているのか等、 意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第124号は全会一致をもって可決す べきものと決定いたしました。

次に、議案第125号、指定管理者の指定(水紀行館)についてから、議案第128号、 指定管理者の指定(駐車場・湯原)について、以上4件は関連がありますので、一括して ご報告いたします。

水紀行館、湯テルメ・谷川、奈良俣サービスセンター、駐車場・湯原は、都市住民との 交流及び、町の活性化を目的に設置された施設であります。平成9年4月、㈱水の故郷が 設立され、設立当初より、4施設を管理運営してきました。このような経緯から、㈱水の 故郷を指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、指定期間は、水紀行館にあっては4年7 $_{\it F}$ 月、その他の施設は2年7 $_{\it F}$ 月であります。

各委員より、土地はどうなっているのか、町からそれぞれの施設への持ち出しはあるのか、町からの派遣職員はいるのか等意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第125号から議案第128号までは、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第130号、指定管理者の指定(武尊青少年旅行村)についてご報告いたします。

武尊青少年旅行村は、青少年の健全な育成を目的に設置された施設ですが、現在は、併設された県のキャンプ場と併せて、宝台樹キャンプ場として、武尊山観光開発が管理を行っています。

すでに群馬県は、指定管理者を武尊山観光開発に指定しています。町としても一体性を 考慮し、指定期間を4年7ヶ月として、武尊山観光開発に指定管理者の指定をしようとす るものであります。

各委員から、キャンプ場の利用状況や、武尊山観光開発の運営等について意見があり、 以上質疑を終わり、採決の結果、議案第130号は全会一致をもって可決すべきものと決 定いたしました。

次に、議案第137号、指定管理者の指定(駐車場・大穴)についてご報告いたします。 この駐車場は、公衆の利便性の向上を目的として設置され、行楽シーズンの駐車場とし て、また、冬季はスキー客の駐車場として利用され、現在も大穴区が現在も管理をしてい ます。指定期間を1年7ヶ月として、大穴区に指定管理者の指定をしようとするものであ ります。

各委員から、トイレの管理はどうするのか、冬季間の除雪はどうするのか等意見があり、 以上質疑を終わり、採決の結果、議案第137号は全会一致をもって可決すべきものと決 定いたしました。

次に、議案第138号、指定管理者の指定(駐車場・湯檜曽字湯吹山)についてご報告いたします。

この駐車場は公衆の利便性の向上を目的として設置され、行楽シーズンの駐車場として、また、冬季はスキー客の駐車場として利用され、現在も谷川岳ロープウェーが管理をしています。

指定期間を2年7ヶ月として、谷川岳ロープウエイに指定管理者の指定をしようとする ものであります。

各委員から、トイレの管理はどうするのか、谷川岳ロープウェーの会社の規模、土地の 所有者はどこか等意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第138号は全会一 致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第139号、指定管理者の指定(たくみの家・木工の家)についてから、議 案第144号、指定管理者の指定(たくみの家・ものづくり館)についてまで、以上6件 は関連がありますので一括してご報告いたします。

たくみの家は、地場手工芸の振興伝承と地域経済の活性化を目的として、昭和60年にオープンし、現在、年間50万人の来場者があります。たくみ会は、たくみの里を中心に伝統や技能を地域住民や都市住民に伝えながら、地域振興と活性化を目的として活動をしています。このような経緯から、たくみ会を指定期間1年7ヶ月として、指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、ものづくり館においては、新たな工芸ということから、特定非営利活動法人・里 山の学校に指定しようとするものであります。

各委員から、たくみ会の組織、地代、維持管理等について意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案139号から議案144号までは、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案145号、指定管理者の指定(ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の 湯)についてご報告いたします。

上牧風和の湯は、住民の健康増進と、温泉の有効利用を図るための日帰り温泉施設であります。開設当初からこの施設の管理を行っている上牧温泉旅館協同組合に、指定期間を2年7ヶ月で指定管理者の指定をしようとするものであります。

各委員から、施設が老朽化したらどうするのか等意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案145号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案148号、指定管理者の指定(湯宿温泉屋内運動場)についてご報告いたします。

湯宿温泉屋内運動場は、体育の振興と都市との交流を目的として、ゲートボール場が整備されており、地域の愛好者に多くの利用があります。本案は現在も管理をし、地元の事情にも精通している新治ゲートボール協会に、期間を1年7ヶ月と定め、指定管理者を指定しようとするものであります。

各委員から、年間の利用数はどのくらいか等意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、議案第148号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ報告といたします。

議 長(傳田創司君) 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第11 0号から議案第130号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第110号から議案第130号までの質 疑を終結いたします。
- 議 長(傳田創司君) 次に、議案第137号から148号まで一括して質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第137号から148号までの質疑を終 結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第110号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第110号の討論を終結いたします。

議案第110号、指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号、指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)は、 原案のとおり可決されました。

これより議案第112号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第112号の討論を終結いたします。

議案第112号、指定管理者の指定について(大峰休養施設・見晴荘)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号、指定管理者の指定について(大峰休養施設・見晴荘)は原案のとおり可決されました。

これより議案第113号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第113号の討論を終結いたします。

議案第113号、指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号、指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)は原案のとおり可決されました。

これより議案第114号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第114号の討論を終結いたします。

議案第114号、指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと) を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号、指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第124号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第124号の討論を終結いたします。

議案第124号、指定管理者の指定について(集落水辺環境施設恋越公園)を採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第124号、指定管理者の指定について(集落水辺環境施設恋越公園)は 原案のとおり可決されました。

これより議案第125号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第125号の討論を終結いたします。

議案第125号、指定管理者の指定について(水紀行館)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号、指定管理者の指定について(水紀行館)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第126号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第126号の討論を終結いたします。 議案第126号、指定管理者の指定について(湯テルメ・谷川)を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号、指定管理者の指定について(湯テルメ・谷川)は、原案のと おり可決されました。

これより議案第127号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(傳田創司君)** ないようですので、これにて議案第127号の討論を終結いたします。

議案第127号、指定管理者の指定について(奈良俣サービスセンター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第127号、指定管理者の指定について(奈良俣サービスセンター)は、 原案のとおり可決されました。

これより議案第128号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 **長(傳田創司君)** ないようですので、これにて議案第128号の討論を終結いたします。

議案第128号、指定管理者の指定について(駐車場・湯原)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第128号、指定管理者の指定について(駐車場・湯原)は原案のとおり可決されました。

これより議案第130号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第130号の討論を終結いたします。 議案第130号、指定管理者の指定について(武尊青少年旅行村)を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第130号、指定管理者の指定について(武尊青少年旅行村)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第137号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第137号の討論を終結いたします。 議案第137号、指定管理者の指定について(駐車場・大穴)を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

大のこれが入りることにこ共成こ

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第137号、指定管理者の指定について(駐車場・大穴)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第138号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第138号の討論を終結いたします。

議案第138号、指定管理者の指定について(駐車場・湯桧曽字湯吹山)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第138号、指定管理者の指定について(駐車場・湯桧曽字湯吹山)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第139号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

H18-3 (6.23) 第4号

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第139号の討論を終結いたします。

議案第139号、指定管理者の指定について(たくみの家・木工の家)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第139号、指定管理者の指定について(たくみの家・木工の家)は原案のとおり可決されました。

これより議案第140号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第140号の討論を終結いたします。

議案第140号、指定管理者の指定について(たくみの家・竹細工の家)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第140号、指定管理者の指定について(たくみの家・竹細工の家)は、 原案のとおり可決されました。

これより議案第141号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第141号の討論を終結いたします。

議案第141号、指定管理者の指定について(たくみの家・わら細工の家)を採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第141号、指定管理者の指定について(たくみの家・わら細工の家)は 原案のとおり可決されました。

これより議案第142号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第142号の討論を終結いたします。

議案第142号、指定管理者の指定について(たくみの家・陶芸の家)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第142号、指定管理者の指定について(たくみの家・陶芸の家)は原案のとおり可決されました。

これより議案第143号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第143号の討論を終結いたします。

議案第143号、指定管理者の指定について(たくみの家・和紙の家)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第143号、指定管理者の指定について(たくみの家・和紙の家)は原案のとおり可決されました。

これより議案第144号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第144号の討論を終結いたします。

議案第144号、指定管理者の指定について(たくみの家・ものづくり館)を採決いた します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第144号、指定管理者の指定について(たくみの家・ものづくり館)は、 原案のとおり可決されました。

これより議案第145号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第145号の討論を終結いたします。

議案第145号、指定管理者の指定について(ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の湯)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第145号、指定管理者の指定について(ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の湯)は、原案のとおり可決されました。

これより議案第148号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第148号の討論を終結いたします。

議案第148号、指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第148号、指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第149号 みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について

議 長(傳田創司君) 日程第27、議案第149号、みなかみ町一般会計補正予算(第2号)に ついてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました議案第149号、平成18年度みな かみ町一般会計補正予算(第2号)について、委員会おける審査の経過と結果についてご 報告いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、総額145億7,470万円とするものであります。

内訳は、2款総務費から10款教育費まで9款にわたり、審査をいたしました。主な質疑の中では、総務費の地域間交流費、芸大との文化交流の内容、民生費では障害者自立支援法に伴う障害者施設訓練支援費についての本人1割負担増の問題、また、各地域での工事請負費の進捗状況について、工事の遅れは設計変更によるものや、この度の豪雪により、雪溶けを待って行う工事等、やむを得ない状況にありました。

また、10款教育費では、スクールバス運転手の勤務状態や耐震診断調査委託料について質疑があり、今回の耐震診断の学校は、幸知小、藤原小、藤原中ですが、これは今年度中に調査結果を踏まえ、国に今後の対応について、報告しなければならず、それらに伴いましての今回の補正予算でございます。

また、一時借入金の補正は、借入れの限度額に9億円を追加し、一時借入れの最高額を 15億円とするものであります。

これは、年度末の資金不足に支障を来させないための措置でございます。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本委員会に付託されました議案第149号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

議 長(傳田創司君) 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第14 9号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第149号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8 番(穂苅清一君) 私は、議案第149号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について、反対の立場から討論いたします。

第1条歳出の3款民生費1項社会福祉費における5目障害者福祉費についてであります。 これは今まで障害者の生活を支える福祉サービスが支援費制度という名で、施設支援事業 と居住介護事業の2つの体系で行われてきました。これが昨年10月31日に、国会で日 本共産党と民主党、社民党の反対、自民・公明の賛成で成立した障害者自立支援法という 戦後最悪と言われる法律によって大きく変わってしまいました。この4月から順次施行さ れております。

この自立支援法は、知的障害者、身体障害、精神障害の3つの障害を一元化し、支援に変わって、①介護給付、②訓練等給付、③地域生活支援の3つの事業形態に変わりました。つまり、今までは、ほとんど無料だった福祉サービスが、応益負担の導入で原則1割の利用料が取られ、月2~3万円もの自己負担となりました。

そうでなくとも、収入の少ない障害者にとっては非常に大変な事態になっております。 障害の程度によっては、3~5万円のケースもあり、自治体によっては独自の負担軽減の ための検討を始めたところもあります。

この障害者福祉に関する補正予算は、この悪法が4月から施行され、10月から順次実施されることに伴った補正予算でもあります。本来国が行うべき福祉を障害者や自治体に転嫁するというのはもってのほかだと私は思います。

よって、この悪法を撤回させるためにも補正予算には反対するものであります。以上です。

議 長(傳田創司君) 次に賛成計論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

(15番 河合幸雄君登壇)

1 5 番(河合幸雄君) 議案第149号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)に ついて、賛成討論をいたします。

障害保健福祉の改革推進のために制定された障害者自立支援法は、現行の身体、知的、精神、児童福祉法を整理、統合し、障害者の方に共通の各種サービスと公費負担医療の一元化に合わせて、福祉サービスの提供主体の市町村への一元化を図り、制度全体を将来的に安定したものへと転換させるものと考えております。

今回の補正は、この制度に対応するため、障害程度区分を判定し、適正・明確なサービスを実施するための補正予算の計上であります。

効果的・効率的にサービスを提供するためにも必要な予算の計上であり、今後、障害者 の方が個々の必要に応じて、公平にサービスが利用できるよう取り組みをお願いいたしま して賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第149号の討論を終結いたします。

議案第149号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第149号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)については、可決されました。

日程第28 議案第150号 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)に ついて

日程第29 議案第151号 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)に ついて

日程第30 議案第152号 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号) について

議 長(傳田創司君) 日程第28、議案第150号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてから、日程第30、議案第152号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)までは、関連した議題でありますので、以上3件を一括議題といたします。所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 本委員会に付託されました議案第150号、平成18年度みなかみ 町老人保健特別会計補正予算(第1号)について委員会における審査の経過と結果につい てご報告いたします。

補正額は、歳入歳出912万9千円であり、超過交付金について質疑がありましたが今回の補正は過去3年の実績推計により、算出して支払っていた分に対しての返還金であること等の説明を受けた後、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第151号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

補正額は、歳入歳出899万5千円であり、歳入は、主に一般会計からの繰入れで、歳 出は、介護認定審査人認定調査費が主なものであります。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

つづきまして、本委員会に付託されました議案第152号、平成18年度みなかみ町下 水道事業特別会計補正予算(第1号)について委員会における審査の経過と結果について ご報告いたします。補正額は、歳入歳出308万6千円で、歳入は消費税の還付金であり ます。歳出は、公共下水道建設事業費、実施設計委託料の250万円が主なものであります。以上質疑を終わり採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ報告といたします。

議 長(傳田創司君) 以上で、委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第15 0号から152号について一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第150号から議案第152号までの質 疑を終結いたします。

委員長は自席にお戻り下さい。

これより議案第150号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第150号の討論を終結いたします。

議案第150号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第150号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号) については、原案のとおり可決されました。

これより議案第151号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第151号の討論を終結いたします。

議案第151号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第151号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号) については原案のとおり可決されました。

これより議案第152号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第152号の討論を終結いたします。

議案第152号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第152号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第31 発議第5号 みなかみ町議会疑惑解明調査特別委員会の設置について

議 長(傳田創司君) 日程第31、発議第5号、みなかみ町議会疑惑解明調査特別委員会の設置 についてを議題といたします。

事務局より発議の朗読をいたします。係長。

(係長朗読)

- 議 長(傳田創司君) 発議の朗読が終了いたしましたので、特別委員会設置に対する趣旨説明を 申し上げます。
- 議 長(傳田創司君) 特別委員会の設置については、平成18年6月6日付けで、鈴木和雄町長より、島崎栄一議員の不当発言に対する対応について、議会宛に書面が提出され、島崎議員の一般質問の答弁をなぜ拒否しようとしたかについて述べられておりました。

そのことを含めまして、鈴木町長は次のように申しております。

『鈴木町長が、新治村長当時の平成17年6月定例議会の島崎議員の一般質問において、 島崎議員から、「私が10数年前に某社に便宜を図った謝礼として、1億円もらっている。 利息を付けて2億円を村に返すべきだ。」と、まるで収賄を断定するかの不当発言を受け、 私は著しく名誉を傷つけられました。』

そこで、鈴木町長は『自らの人権と名誉を守るために、沼田警察署へ告訴状の提出、裁判所へ慰謝料等の請求の提訴を行いましたが、沼田警察は「議会内の発言に止まっている」と保留され、さらに弁護士からは、議会内の発言は国会法が波及され、現行の司法制度では限界がある』ということでもありました。

『裁判官は、島崎議員に対して「名誉を傷つけたことを陳謝すべきである。」と謝罪勧告されたと伺いましたが、これを拒否したと聞きました。したがって、これ以上続けても意味がないので、町長は裁判所の取り下げ勧告を受けて法廷闘争を止めました。

島崎議員が言明しているように、町長が1億円収賄の事実があるならば、即刻、告発して証明すべきである。』と言っております。

以上のことから、鈴木町長は、自らの人権を守り、名誉を回復するために身命を賭けて 闘う事を決意し、今月の6日に、島崎議員への抗議も含めて、議長宛に書面をもって「島 崎議員の不当発言に対する対応」が提出されました。

町長は、島崎議員が言明しているように、「私が1億円の収賄事実があるならば、即刻、 告発して証明すべきである。事実がないとするならば、文書を持って謝罪すべきである。」 と申し、その真意が証明されるまでは、島崎議員の一般質問を受けないと申し出ました。

しかし、新生みなかみ町の門出に当たる、6月定例議会での一般質問であり、今回は答 弁をしていただきました。

しかるに、その町長が現在、島崎議員の発言から、収賄容疑者の烙印を押されています

が、もしそのことが真実であったら、その人間が新生みなかみ町の町長で良いはずはありません。

私達議会は、この事件の真実を明らかにして、町民皆様に全容をお知らせし、議会が円滑に運営出来るようにする責任があると強く感じており、疑惑解明調査特別委員会を設置する必要があると認め、発議するものであります。

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

本案については、10人の委員で構成する、みなかみ町議会疑惑解明調査特別委員会を 設置し、これに付託の上、調査・審議することにしたいと思いますが、これにご異議ござ いませんか。

(「異議あり」、「異議なし」両方の声あり)

- 議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。
- 9 **番(島崎栄一君)** この山一カレットからですね、鈴木和雄さんが裏金をもらったのではないかということで、疑っている、また関心が高いという新治住民は非常に多いです。そのことをですね、いろいろぜひ解明して欲しい、一生懸命ですね、疑惑の解明調査をして欲しいという要望が住民から結構上がってます。

ですから、このことについて、きちんと調査するということについては、良いと思うんですよ。で、いろんな証人ですね、私の方で知っているいろんな証人、それからいろんな資料、証拠等をですね、提出またやってですね、ぜひ一生懸命協力したいと思っています。

またですね、当事者である町長にですね、ちょっと伺いたいこと、聞きたいことというのが資料に基づいて質問する内容も結構あります。そういうことをですね、ぜひしたいと思っております。

ただですね、このところで異議ということで発言しましたのは、先程も議長が言いましたように、この結果、調査結果によっては議会として、町長が、町長の進退に関わってくるという重大問題ですね、ですから、10名というのは良くないんじゃないかなと、やはり、これは非常に大きな問題、町長のですね、町長の資格があるかどうかという重大問題ですから、23名全員でですね、きちんと議論、調査すべきであって、13名が発言の場、それから資料等の検討の場を与えられないで結論を迎えるということは良くないんじゃないかと。

ですから、これは10名ではなく、23名全員が発言権がある、きちんとした、まぁ重 大問題ですから、そういう委員会をぜひして欲しいなと思います。

議 長(傳田創司君) そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ただ今、9番島崎栄一議員から異議の申し入れがありました。

内容につきましては、調査特別委員会の委員を修正するということであると思います。 したがいまして、異議がありましたので、発議第5号を起立により採決したいと思います。 す。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、発議第5号、みなかみ町議会疑惑解明調査特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

日程第32 発議第6号 みなかみ町議会疑惑解明調査特別委員会委員の指名選任について

議 長(傳田創司君) 日程第32、発議第6号、みなかみ町議会疑惑解明調査特別委員会委員の 指名選任についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

疑惑解明調査特別委員会委員に、

5番河合生博君、 7番原澤良輝君、11番久保秀雄君、13番中村 正君、

17番森下 直君、18番根津公安君、19番速水一浩君、20番本多秀侓君、

21番倉澤長男君、22番阿部源三君、以上10人を指名したいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます

よって、ただ今、指名選任いたしました、以上の諸君を疑惑解明調査特別委員会委員に 選任することに決定いたしました。

次に、疑惑解明調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。 暫時休憩しますので、別室において選任いただき、その結果を議長までご報告願います。

議 長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

(11時27分 休憩)

(11時41分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(傳田創司君) 休憩中に疑惑解明調査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われま したのでご報告いたします。

疑惑解明調査特別委員会委員長に、 本多 秀侓 君、

』 副委員長に、 阿部 源三 君、 以上で報告を終わります。

ここで、疑惑解明調査特別委員会委員長より、あいさつをいただきたいと思います。 疑惑解明調査特別委員長本多秀律君。

(疑惑解明調查特別委員長 本多秀侓君登壇)

疑惑解明調査特別委員長(本多秀律君) 先程開かれた本会議の議決により、設置されました疑惑解明調査特別委員会において、ただ今委員各位の互選により、委員長に推挙されました本多であります。委員長就任に当たり、ひと言ご挨拶申し上げます。

合併以前の平成17年6月、旧新治村定例議会の一般質問にて、某議員は「16年前のことだけれど」と言って、人から聞いた話として、当時、村議会議長として便宜を図って1億円もらったと収賄を断定するかの発言がありました。

この件につき、もし真実ならば、「町長としての資質に欠ける」ことになり、即刻辞任し

なければなりません。議会といたしましても、この疑惑を解明するために調査委員会を設 置いたしました。

「議会議員たるものは、公にされる事実が犯罪、またはその容疑である場合、発言の際は、何人に対しても、根拠の薄い事実を公にすることは許されない。犯罪の嫌疑について、 捜査当局から得た情報を公にするか、または自らの調査により、犯罪が行われれたと信じるに足りる裏付けを得た上で公表するべきである。

それもしないで、一方的な情報のみで犯罪、または嫌疑を公表することは憲法の下において許容されることではない。」これは岩波書店などから不実の報道をされて、著しく名誉を傷つけられたときの最高裁の判決文の要旨であります。

どうか、議員各位のご協力をお願いするとともに、住民の付託を受けた議会が、その使命を十分に果たし、ご報告を出来ることを願い、委員長就任のご挨拶といたします。 以上です。

議 長(傳田創司君) 以上で委員長のあいさつを終了いたします。

日程第33 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長(傳田創司君) 日程第33、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査及び調査中の事件につき、会議規則 第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査 の申出があります。

お諮りします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第34 字句等の整理委任について

議 長(傳田創司君) 日程第34、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長あいさつ

議 **長(傳田創司君)** 閉会にあたり、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 平成18年第3回みなかみ町定例議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶 を申し上げます。

議員各位には、14日招集以来、本日までの長きにわたり、諸議案についてご審議を賜り、何れもご承認、ご議決を頂き、心より厚く御礼申し上げます。

今回の議会は、公社の経営報告や人事案件、条例案や補正予算案など数多くの議案等を 提案させて頂きました。

中でも指定管理者指定の議案は、44件という膨大な件数となりました。今までは公の施設を管理委託する場合は、公共的団体や自治体が2分の1以上出資した法人に限る「管理委託制度」でありました。この度、地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度が導入され、委託先が民間企業に広げられることになり、今年9月2日までに制度を移行するための改正であります。

また、条例関係では、国民保護法の施行に伴い、国民保護協議会条例並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定することができました。武力攻撃等から町民を守るためには、一つの小さな自治体だけでは当然対処できません。法律の趣旨に則って国・県・市町村はもとより、公共機関等が相互に緊密な連携を図り、さらには住民の一致協力によって、避難・救援・災害等に対する対処が必要と思慮します。

また、補正予算は、一般会計で総額9,500万円の増額をお願いしました。

この中の主な取り組みは、小学校・中学校の耐震診断調査をはじめ、桃野小学校体育館 屋根葺き替え工事や各小学校のプール施設の点検等であります。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす教育・生活の場であると同時に、災害時には地域住民が応急的に緊急避難所にする役割を担っております。

町内には9校の小学校がありますが、新耐震基準を満たしているのは2校であり、他は満たしておりません。

残りの内、4校は耐震診断調査を実施しておりますが、この内3校の小学校が0.3余の数値と知り、愕然としました。なぜゆえ、この数値を知りながら対策を講じようとしなかったのか、甚だ疑問と思うところでございます。

私は、行政の第一義は町民の生命・財産を守ることであり、併せて時代を担う子供達の教育環境の整備を思うと、居ても立ってもいられない心境であります。

学校の耐震化は、極めて重要な課題であります。

したがって、残り3校の耐震診断調査は早急に進めて、各小学校が安全で快適な教育環境として、整備されることを願っております。

現在、教育委員会では、「みなかみ町教育施設整備計画検討委員会」を設立されて、その実態把握と今後の対策についてご検討を頂いております。

私は、教育施設整備計画検討委員会の集約されたご意見を遵守し、早期に時代の要請に 応えた教育施設の整備に取り組みたいと考えております。

私は6月6日付けで、傳田議長宛に「島崎栄一議員の不当発言に対する対応」をお願い

しました。

その趣旨を大別しますと、それは地方自治の確立と基本的人権を守る立場から容認でき ないこと、収賄容疑にかけられたまま、みなかみ町長職に止まることはできないことの2 点であります。

幸いにも、議会内に「疑惑解明調査特別委員会」が設置されました。ぜひとも全容を解 明されて、その真実を町民の前に明らかにして欲しいと熱望します。

私は、疑惑解明調査特別委員会並びに、みなかみ町議会のご指示に従うと共に、ご質問 には真摯にお答えすることを誓います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、これからの季節は梅雨明けから、暑さ厳しい夏を迎えます。

議員各位にはご自愛の上、町政伸展のために益々のご活躍をお祈り申し上げまして、閉 会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長あいさつ

長(傳田創司君) 閉会にあたりまして、議長として一言あいさつを申し上げます。 議

> 6月14日から、本日23日まで延べ10日間、本会議、各々常任委員会と数多くの議 案に対し、当局関係者の詳細な説明と議員各々慎重なご審議をされまして、大変ご苦労さ までした。

> 本6月定例議会は、これにて閉会となりますが、閉会中にも引き続きの調査特別委員会 など継続審査が行われます。

> うっとうしい梅雨も、間もなく次には厳しい暑さを迎えることとなりますが、どうか議 員各位並びに町当局関係者の皆様方におかれましても、お体には十分なるご自愛をされま して、益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

閉

会

議 長(傳田創司君) 以上をもちまして、平成18年第3回6月みなかみ町議会定例会を閉会い たします。

大変ご協力いただきありがとうございました。ご苦労さまでした。

(11時53分 閉会)